

厚岸町規則第27号

厚岸町職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年5月23日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町職員単身赴任手当支給規則の一部を改正する規則

厚岸町職員単身赴任手当支給規則（平成2年厚岸町規則第8号）の一部を次のように改正する。

第5条中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 給与条例の適用を受ける職員以外の国家公務員、他の地方公共団体の職員その他町長が別に定める者から引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、第2条に規定するやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する部局に通勤することが第3条に規定する基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員
- (7) 第1号から第5号までの規定中「部局を異にする異動又は在勤する部局の移転に伴い」とあるのを「給与条例の適用を受ける職員以外の国家公務員、他の地方公共団体の職員その他町長が別に定める者から引き続き給与条例の適用を受ける職員となり、これに伴い」と、「異動又は部局の移転」とあるのを「適用」と読み替えた場合に、当該各号に掲げる職員たる要件に該当することとなる職員（人事交流等により給与条例の適用を受ける職員となった者に限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成29年5月1日から適用する。